



平成27年2月24日

各 位

東京都品川区東品川四丁目12番8号  
株式会社 S J I  
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：  
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇  
TEL 03-5769-8200 (代表)

## 特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ

当社は、平成27年2月25日付で東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定されることおよび上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特設注意市場銘柄指定の理由

東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「株式会社S J I（以下「同社」という。）は、2015年1月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書等を、同年2月6日に過去の決算短信及び四半期決算短信の訂正をそれぞれ開示しました。

これらによると、同社において、前代表取締役社長が商取引を偽装し、仕入代金として累計32億円もの同社資金を不正に社外流出させていたこと、当該仕入先を経由してその資金を受け取り、ギャンブル性の高い資金運用により拡大した自己の借入金の返済に充当していたこと、及び、別途調達した資金を架空計上された債権の回収に充当する形で同社に還流させていたこと等が判明しました。その結果、同社は、架空計上された売上高を取り消し、架空計上された債権のうち各期末時点で未回収となっていた部分を前代表取締役に対する債権に振り替えた上で貸倒引当金を遡及計上するといった訂正を行っています。

この原因として、同社において、前代表取締役社長のコンプライアンス意識が著しく欠如するなか、同氏が不正取引を実施する際に資料を偽造するなどして内部統制システムを無効化させていたこと、また、かかる取引に対して同社の取締役会の監視・牽制機能が有効に働いていなかったこと等が認められました。

以上を総合的に勘案すると、同社の内部管理体制等については、重大な不備があると認められ、その改善の必要性が極めて高いことから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。

また、同社において、前代表取締役社長がギャンブル性の高い資金運用により拡大した自己の借入金返済のために架空取引を主導するなど内部統制システムを無効化させたこと等を踏まえると、前代表取締役社長には上場会社の経営者として求められる社会的責任に対する意識が欠如していたものと認められます。

これらにより、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

#### 2. 特設注意市場銘柄指定日

平成27年2月25日（水）

### 3. 特設注意市場銘柄指定期間

平成27年2月25日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として、上場廃止となります。ただし、今後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善の見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

### 4. 上場契約違約金について

東京証券取引所から、上場契約違約金20百万円の支払いを求められました。

この理由については、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「また、貴社において、前代表取締役社長がギャンブル性の高い資金運用により拡大した自己の借入金返済のために架空取引を主導するなど内部統制システムを無効化させたこと等を踏まえると、前代表取締役社長には上場会社の経営者として求められる社会的責任に対する意識が欠如していたものと認められます。

これらにより、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、貴社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

### 5. 今後の対応

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、内部管理体制を早急に整え、指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいります。引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上